

「知る権利」の意味とその実現

広島大学教授

阪本昌成

さかもと・まさなり

はじめに

「国民の『知る権利』」は、数多くの文献、体系書、論説によってとりあげられ、そのフレイズは、わが国の憲法学上、すっかり定着した。そればかりでなく、わが憲法典が、それをひとつ、「権利」として保障していることが、あたかも自明のことく扱われるに至っている。

「国民の『知る権利』」概念が登場するに至った社会、政治、経済的背景としては、次の諸点が指摘されており(1)、この点については、大きな見解の対立はないようと思われる。

第一は、公権力と巨大マス・メディアへの情報の集中化・独占化である。この二大組織は、有効な情報伝達手段を有し、一方的な「送り手」となっているのに対し、伝達手段から隔離された市民は「受け手」の立場に放置されており、この傾向はますます強化されつつある。つまり、従来表現の自由論の依拠してきた「思想の自由市場」の哲学は、現実には閉塞状態にある。

第二は、行政機構の肥大化に伴う官僚制に固有の秘密主義傾向である。

以上は、「国民の『知る権利』」の登場の必然性を語るものであり、権利として位置づける必要性を指摘したものであるが、必要性からの議論が、「国民の『知る権利』」を権利として承認させるに足るほどの説得力をもつてゐるわけではない。

(1) 芦部信喜「『知る権利』の理論」内川芳美ほか編『講座現代の社会とコミュニケーション』三頁(一九七四)、同『現代人権論』第IV、第X、如論文(一九七四)、奥平康弘『知る権利』第二章(一九七九)、特集「国民の『知る権利』」法時一九七二年六月号等。

一 「国民の『知る権利』」の意義と憲法上の位置づけ

1 「知る権利」の定義 「知る権利」とは、①公権力の保有する特定の情報に関し、利害関係を有する人物の開示請求権をも含める趣旨で語られるときがある。②また、「取材の自由」にみられるように、自由権的情報収集権をも含む意味で用いられることもある。さらには、③特定の利害関係を問わず、公権力の有する情報または施設へのアクセスを請求する権利を指すこともある。

「国民の『知る権利』」のように「国民の」という修飾をつける場合に

は、その権利主体としては、報道機関でもなく、特定の利害関係者でもなく、公衆という立場にある人々が意識されているように思われる。つまり、右の③がその射程となるであろう⁽²⁾。

また、「国民の『知る権利』」は、対公権力との関係以外の領域でも主張される。それがマス・メディアに対するアクセス権である。このアクセス権にも、メディアによる名誉毀損に対する反論権から、一般公衆のアクセス権まで多種多様なものが主張される⁽³⁾。マス・メディアに対する「知る権利」も、「国民の」という修飾をつける以上、少なくとも、メディア側に帰責事由のない場合での、読者・視聴者の請求権に限定されるべきであろう。

2 様々なレトリック さて、このように多義的な「知る権利」はあるが、これを憲法上根拠づけるために、憲法学者は様々なレトリックを用いている。たとえば、「自由な情報流通」のための権利⁽⁴⁾、「情報の自由」⁽⁵⁾、「自由でゆたかな情報の流れ」⁽⁶⁾等々。しかしながら、これらは、あくまでレトリックであって、誰が、何に対してもいか

(No. 884) 1987. 5. 3

「国民の『知る権利』」が、憲法上必要であり、それが保障されることの望ましいことは、誰も否定しないだろう。ところが、これが憲法上の「権利」を有するのだろうか。それとも、「情報」とは、記号化され、管理可能性のあるものを想定してのみならず、管理可能性を捨象した一切の知識)がそれに該当する。われわれは、これらについて何らかの「権利」を有するのだろうか。それ原理としてではなく、権利論として成立しうるか、となると多くの疑問が残されている(19)。「国民の『知る権利』」全般を云々するよりも、憲法典およびそれを受けた法令が、国民一般を、たとえば「傍聴人」「請求人」「消費者」「受信者」としての地位においている趣旨等を個別的に検討し、その意味を深めていくことのほうが生産的のように思われるならない。それを検討する前に、国民の『知る権利』に関する裁判例の流れを概観してみよう。

(2) 石村勝治「「知る権利」と情報公開」公法研究四三号一〇一(一〇七頁)(一九八一)は、取材の自由の」とき自由権的情報収集権、個別の情報開示請求権、一般的情報公開請求権等を総括して、「広義の『知る権利』」と云ふことができる。これに対して、清水英夫「「知る権利」の法的・社会的構造」自由と正義一九七一年一〇月号二(二)頁は、「いわゆる「知る権利」と云ふことができよう」と述べている。これに対し、清水英夫「「知る権利」の法的・社会的構造」自由と正義一九七一年一〇月号二(二)頁は、「いわゆる「知る権利」という概念は、コニニケーションについて成立するのではなく、受け手が国民一般であるような特殊なコニニケーションの場合においてだ、といふ」となる」と述べる。

藤原は、広義の「「知る権利」」は、表現の

はない(18)。

「国民の『知る権利』」が、憲法上必要であり、それが保障されることの望ましいことは、誰も否定しないだろう。ところが、これが憲法上の「権利」を有するのだろうか。それ原理としてではなく、権利論として成立しうるか、となると多くの疑問が残されている(19)。「国民の『知る権利』」全般を云々するよりも、憲法典およびそれを受けた法令が、国民一般を、たとえば「傍聴人」「請求人」「消費者」「受信者」としての地位においている趣旨等を個別的に検討し、その意味を深めていくことのほうが生産的のように思われるならない。それを検討する前に、国民の『知る権利』に関する裁判例の流れを概観してみよう。

(2) 石村勝治「「知る権利」と情報公開」公法研究四三号一〇一(一〇七頁)(一九八一)は、取材の自由の」とき自由権的情報収集権、個別の情報開示請求権、一般的情報公開請求権等を総括して、「広義の『知る権利』」と云ふことができる。これに対して、清水英夫「「知る権利」の法的・社会的構造」自由と正義一九七一年一〇月号二(二)頁は、「いわゆる「知る権利」と云ふことができよう」と述べている。これに対し、清水英夫「「知る権利」の法的・社会的構造」自由と正義一九七一年一〇月号二(二)頁は、「いわゆる「知る権利」という概念は、コニニケーションについて成立するのではなく、受け手が国民一般であるような特殊なコニニケーションの場合においてだ、といふ」となる」と述べる。

(No. 884) 1987. 5. 3

「国民の『知る権利』」を演繹できるとは限らない。

第二の批判点。最近、憲法学のみならず、一般に、「情報」という用語が、たびたび口にされるが、何をイメージしているか不明のところがある。「情報」とは人に知覚されるものを「う」とすれば、われわれをとりまくすべての環境(たとえば、人物的施設、文書およびこれらに準じた有体物、電波に乗せられた信号等のみならず、管理可能性を捨象した一切の知識)がそれに該当する。われわれは、これらについて何らかの「権利」を有するのだろうか。それとも、「情報」とは、記号化され、管理可能性のあるものを想定してのことなのが。

以上、要するに、「自由な情報流通」、「情報の自由」等の表現から、

藤原は、広義の「「知る権利」」は、表現の

二 判例の流れ概観

1 博多駅テレビフィルム提出令事件と「悪徳の栄え」事件

「国民の『知る権利』」という表現

なる性質の権利を根拠に主張しうるのか、あいまいな点を残す。

その理由の第一。「自由」とは何をいうのか、今日西欧において、かさかんに議論されている重大争点である。「自由」とは前者に限られるという理解も十分可能であることからしても、右レトリックからの請求権的または参政権的な「「知る権利」」を演繹できるとは限らない。

つ「国民の『知る権利』」を説くことは、「ばく然性のゆえに無効」のように思われる(20)。あつとも、以上のような疑問・批判は、レトリック先行傾向に警鐘を発する趣旨をもつてとまる。各論者の実質的意味づけを検討しないまま、右のような批判をすることは、もちろん公正でない。

3 「「知る権利」」の憲法上の根拠

各論者の「国民の『知る権利』」への実質的意味づけは、同権利の根拠を憲法典中のどに求めるかによって異なる。

多くの論者は、同権利を民主主義の原理と結びつける。もともと、このなかにも、①前文・一五条一項に根拠を求め、「主権者たる国民は、……国政に関する十分な情報と知識を得なければならぬ」とする

説(21)、②「憲法が明文の規定をおくと否とにかくわらず、民主主義憲法のもとでは、国民は国政について積極的に知る権利を有する」とする説(22)、③政治的言論に関する自由権利」を有する権利を有する」とする説(23)もある。

これらの諸説のうち、最も有力な根拠を求める、「主権者たる国民は、國憲法(一三條)に含まれるとしながら、「しかししたしかに、『国民の知る権利』の固有で中心的な内容は、国民民主権にもとづく国民の参政権の前提として、主権者国民が国政情報を知る権利を持つということである」と考えられる」とする説(24)もある。

これらの諸説のうち、最も有力な根拠を求める、「主権者たる国民は、國憲法(一三條)に含まれるとしながら、「しかししたしかに、『国民の知る権利』の固有で中心的な内容は、国民民主権にもとづく国民の参政権の前提として、主権者国民が国政情報を知る権利を持つということである」と考えられる」とする説(24)もある。

第一。「表現の自由が確保される」とことによって、国政にかんする情報や見解が社会過程に自由に流通し、国政にかんする討論や批判が展開されるようになり、政治によって決着づけられる価値選択に、民意が反映するようになる(25)。

第二。表現とは、「『送り手』のほとより、人間の表現活動においては、直接の受け手を全く意図しないものはまれであるが、そのことは、直接の受け手の存在を当然の前提として、法技術が組み立てられなければならない、いいかえれば、人には、自分の思想を外に発表するための手段をもつてゐる。しかし、次のような鋭い批判がある。

第一。「表現の自由が確保される」とことによって、国政にかんする情報や見解が社会過程に自由に流通し、国政にかんする討論や批判が展開されるようになり、政治によって決着づけられる価値選択に、民意が反映するようになる(25)。

第二。表現とは、「『送り手』のほとより、人間の表現活動においては、直接の受け手を全く意図しないものはまれであるが、そのことは、直接の受け手の存在を当然の前提として、法技術が組み立てられなければならない、いいかえれば、人には、自分の思想を外に発表するための手段をもつてゐる。しかし、次のような鋭い批判がある。

かに「受け手」がなければ成立しない関係である(26)。

以上の前提のうち、第一の点は尊重」をもって「全國家法秩序の基礎をなす原理である。したがってこの原理は「「知る権利」」の基本原理を人間としての幸福追求の権利(日本国憲法(一三條))に含まれるとしな

説(27)等、様々である。

このほか、一三條にいう「個人の

尊重」をもって「全國家法秩序の基

の原理は「「知る権利」」の基本原理をもなすものである」とする説(28)、

「「知る権利」」特有の条

が、「しかししたしかに、『国民の知

る権利』」の固有で中心的な内容は、

国民民主権にもとづく国民の参政権の前提として、主権者国民が国政情報を知る権利を持つ」ということである」と考えられる。

この説には、少なくとも二つの前

提がある。

第一。「表現の自由が確保される」とことによって、国政にかんする情報や見解が社会過程に自由に流通し、国政にかんする討論や批判が展開されるようになり、政治によって決着づけられる価値選択に、民意が反映するようになる(25)。

第二。表現とは、「『送り手』のほ

とおり、人間の表現活動においては、直接の受け手を全く意図しないものはまれであるが、そのことは、直接の受け手の存在を当然の前提として、法技術が組み立てられなければならない、いいかえれば、人には、自分の思想を外に発表するための手段をもつてゐる。しかし、次のような鋭い批判がある。

第一。「表現の自由が確保される」とことによって、国政にかんする情報や見解が社会過程に自由に流通し、国政にかんする討論や批判が展開されるようになり、政治によって決着づけられる価値選択に、民意が反映するようになる(25)。

第二。表現とは、「『送り手』のほ

(No. 884) 1987.5.3

政に関する多くの情報を提供する機能)に配慮したのである。特に、取材の自由について同判決は、「憲法二二条により保護される自由の範囲に属するものである」と明言し、博多駅テレビフィルム提出命令事件最高裁決定(前掲)や本件第一審判決よりも、積極的な位置づけをしている。もともと、同判決はつづけて、「憲法上保護されているとはいっても、取材の自由は、消極的自由にとどまるものであり、取材の対象たる公務員に、その取材に応ずべき義務を課すという意味での、強制可能な積極的権利としての、取材の特権が、報道機関に対し、憲法上保護されている。取材は、消極的自由にとどまるのであるから、取材対象となつた公務員が取材に協力するか否かは、「全く公務員の自由な意思に委ねられている」ことになる。その範囲が正真正銘の「取材の対象となる公務員が、秘密漏示行為に出るかどうかについて、自由な意思決定をすることが不可能な状態になつていることを認識している」ことである。その範囲が「取材の対象となる公務員が、秘密漏示行為に出るかどうかについて、その状態を利用してなされる秘

れ漏示行為のしおうよう行為」だけが、「そそのかし」の構成要件にあたるもののように思われる。」の如きであるが、本件の「知る権利」の意味とその実現におけるテレビ局側の主張は、報道機関の取材の自由を、国民にとっての価値からみるとことによって、憲法二二条上の地位にまで高めようとするものであった。そこの「国民の『知る権利』」とは、国民が「プレスによるて知らされる自由」(または、プレスが国民に知らせる自由)であった。されば、「アレスによると、"the people informed by the free press"の主張であり、そこの権利主体は、主権者としての「知見をもつた国民」("the informed people")ではな」。

ついでに、「悪徳の発見」事件判決における色川裁判官の反対意見は、人間の表現活動が受け手を前提とした「他者とのかかわりあいのある行為」つまり、コミュニケーションであることを鋭くついた点では、洞察力の深いものではあるが、それは、外的拘束・強制に服さない「知り」を強調したものである。

1987.5.3 (No. 884)

2 外務省秘密漏洩事件 国公法一〇〇条一項の秘密の意義、同法一一一条等の「そそのかし」罪の意義が問われた外務省公電秘密漏洩事

件においては、当該「取材の自由」の限界、それ自体が一つの争点ではあったが、それを超えて、「秘密」および「そそのかし」の意義・範囲をおよび「そそのかし」の意義・範囲を界定するにあたって、「国民の『知る権利』」が常に意識されていた。しかし、この「国民の『知る権利』」と抽象的・定型的に衡量されたうえで、画定せねばならないものだからではあるが、本件の「秘密漏洩事件のレヴェルで、憲法または法律にうかがえる(具体的な権利ではないとしても)「国民の『知る権利』」と件のレヴェルで、憲法または法律にうかがえる(具体的な権利ではないとしても)「国民の『知る権利』」と抽象的・定型的に衡量されたうえで、画定せねばならないものだからである。

(1) 第一審判決(東京地判昭和四九・一・三一刑裁月報六巻一号三七頁)は、「国民の『知る権利』」を、國公法一条一項にいう「國民に対し、公務の民主的且つ能率的な運営を保障すること」に読み込むかたちで、実質秘説にたちながら、次のようにいふ。「わが國のよくな民主主義国家においては、公務は原則として國民による不斷の監視と公共的討論の場であるのが建設前である。従つて、一定の事項が漏洩されるならば公務の民主的且つ能率的運営が國民に保障され得なくなる危険性がある場合と

この東京地裁判決は、このようないく、秘密漏洩罪をもつて具体的な危険犯と構成したところにも、大きな特徴がみられ(20)、たとえば、外交交渉中の会談内容の実質秘説について同判決は、次のようないく。

「かかる会談の具体的な内容が実質秘説を備してゐるか否かの判定も、……これが漏洩されるならば外交交渉の民主的且つ能率的な運営を同判決は、次のようにいふ。」

「そのかし」罪の規定の適用範囲外におくべく、構成要件に限定解釈を加えた点である。つまり、本罪が独立教唆犯であるとしても、通常の従属教唆犯と同程度の強度な危険性をもつ独立教唆のみを处罚の対象としていると解すべきだとしたのである。

もともと、このよくな限定解釈を加えるにあたつて、同判決は、「国民の『知る権利』」に直接配慮したのではなく、あくまで取材の自由を含めた報道の自由の機能(國民に、國

1987.5.3 (No. 884)

「知る権利」の意味とその実現

の構成要件に完全にニードラルである(21)」としているのである。

この最高裁のユニークな違法性論は、取材の自由を尊重するものではあ

るうが、本来、構成要件レヴェルに

るもののように思われるでない。

博多駅テレビフィルム提出命令事件

におけるテレビ局側の主張は、報道機関の取材の自由を、国民にとっての価値からみるとことによって、憲法二二条上の地位にまで高めようとするものであった。そこの「国民の『知る権利』」とは、国民が「プレスによるて知らされる自由」(または、プレスが国民に知らせる自由)であった。されば、「アレスによると、"the people informed by the free press"

の主張者としての「知見をもつた者は、主権者としての「知見をもつた国民」("the informed people")ではな

い。

ついでに、「悪徳の発見」事件判決における色川裁判官の反対意見は、人間の表現活動が受け手を前提とした「他者とのかかわりあいのある行為」つまり、コミュニケーションであることを鋭くついた点では、洞察力の深いものではあるが、それは、外的拘束・強制に服さない「知り」を強調したものである。

2 外務省秘密漏洩事件 国公法一〇〇条一項の秘密の意義、同法一一一条等の「そそのかし」罪の意義が問われた外務省公電秘密漏洩事

件においては、当該「取材の自由」の限界、それ自体が一つの争点ではあったが、それを超えて、「秘密」および「そそのかし」の意義・範囲をおよび「そそのかし」の意義・範囲を界定するにあたつて、「国民の『知る権利』」と抽象的・定型的に衡量されたうえで、画定せねばならないものだからである。

(1) 第一審判決(東京地判昭和四九・一・三一刑裁月報六巻一号三七頁)は、「國民の『知る権利』」を、國公法一条一項にいう「國民に対し、公

務の民主的且つ能率的な運営を保障すること」に読み込むかたちで、実質秘説にたちながら、次のようにいふ。

「わが國のよくな民主主義国家においては、公務は原則として國民による不斷の監視と公共的討論の場であるのが建設前である。従つて、一定の事項が漏洩されるならば公務の民主的且つ能率的運営が國民に保障され得なくなる危険性がある場合と

この東京地裁判決は、このようないく、秘密漏洩罪をもつて具体的な危険犯と構成したところにも、大きな特徴がみられ(20)、たとえば、外交交渉中の会談内容の実質秘説について同判決は、次のようにいふ。

「かかる会談の具体的な内容が実質秘説を備してゐるか否かの判定も、……これが漏洩されるならば外交交渉の民主的且つ能率的な運営を同判決は、次のようにいふ。

この東京地裁判決は、このようないく、秘密漏洩罪をもつて具体的な危険犯と構成したところにも、大きな特徴がみられ(20)、たとえば、外交交渉中の会談内容の実質秘説について同判決は、次のようにいふ。

「そのかし」罪の規定の適用範囲外におくべく、構成要件に限定解釈を加えた点である。つまり、本罪が独立教唆犯であるとしても、通常の従属教唆犯と同程度の強度な危険性をもつ独立教唆のみを处罚の対象としていると解すべきだとしたのである。

もともと、このよくな限定解釈を加えるにあたつて、同判決は、「國民の『知る権利』」に直接配慮したのではなく、あくまで取材の自由を含めた報道の自由の機能(國民に、國

は、当該事項がおよそ公共的討論や国際的監視になじまない場合(例えば、プライバシーに関する事項)、

当該事項が公開されると行政の目的が喪失してしまって至る場合(例えれば、逮捕状の発付又は競争入札査格)、又は、公共的討論や国民的監視によるコントロールは事後的に

は、逮捕状の発付又は競争入札査格)、又は、公共的討論や国民的監視によるコントロールは事後的に

は、当該事項がおよそ公共的討論や国際的監視になじまない場合(例えれば、プライバシーに関する事項)、

当該事項が公開されると行政の目的が喪失してしまって至る場合(例えれば、

以上の東京地判は、國公法一条、憲法七三条によりながら、國公法の「秘密」の意義・範囲を画定しようとした堅実な手法にでたものである。

(2) これに對して第一審判決(東京高判昭和五一・七・二〇判時八二〇号二六頁)は、第一審判決同様に実質秘説にたつものの、秘密漏洩と具体的危険性との対応関係には言及せず、それどころか、秘密指定を推定

力を付与しているかのようにうかがわれる。ただ、この第二審判決の大特徴は、適正な取材活動を「そ

のかし」罪の規定の適用範囲外におくべく、構成要件に限定解釈を加えた点である。つまり、本罪が独立教唆のみを处罚の対象としていると解すべきだとしたのである。

もともと、このよくな限定解釈を加えるにあたつて、同判決は、「國民の『知る権利』」に直接配慮したのではなく、あくまで取材の自由を含めた報道の自由の機能(國民に、國

リスト

(No. 884) 1987. 5. 3

きる状態にあることをいい、間接公開とは、テレビ、ラジオ、新聞等を通じて裁判の様子が国民に自由に伝達される状態をいうとされる。

憲法八二条は、直接公開を保障したもので、間接公開まで保障したのではないとする見解⁽³⁰⁾も有力である。

これに対して、「傍聴の自由は、報道の自由を含む⁽³¹⁾」と解する立場、間接公開のもつ現代的意義を重視し、直接公開とは独立にそれ自体保障されると解する立場⁽³²⁾も、今日有力になりつつある（実務上は、間接公開に配慮して、報道関係者特に傍聴券が交付されたり、写真撮影が特別に許可されたりしている）。後者の間接公開は、プレスの自由に還元しうるであろうから、本稿の「国民の『知る権利』」の対象外としておく。

2 傍聴人の地位 公開裁判の原則が、右にみたように、傍聴の自由をその一内容として含んでいる点については異論がない⁽³³⁾。八二条は、直接公開をうたうことによつて、国民のうちの傍聴人というサブカテゴリーを想定し、傍聴人の自由をも保障したものと解すべきである

きる状態にあることをいい、間接公開とは、テレビ、ラジオ、新聞等を通じて裁判の様子が国民に自由に伝達される状態をいうとされる。

憲法八二条は、直接公開を保障したもので、間接公開まで保障したのではないとする見解⁽³⁰⁾も有力である。

これに対して、「傍聴の自由は、報道の自由を含む⁽³¹⁾」と解する立場、間接公開のもつ現代的意義を重視し、直接公開とは独立にそれ自体保障されると解する立場⁽³²⁾も、今までは、間接公開を保障したるもので、間接公開まで保障したのではないかとする見解⁽³⁰⁾も有力である。

このように本件判決は、「住民の『知る権利』」に有意の法的価値を与えたかった。この判決に対しても、「地方公共団体の広報活動が住民の自由を認められるならば、地方公共団体の広報活動により企業の権利が侵害されたとしても、原則として違法性はない」と解すべきではないか⁽²⁴⁾との批判がみられる。しかし、①いかなる広報活動であれば「住民の知る権利に対応したものとみるか、②「住民の『知る権利』」の意義は、より細かく、「公共の利益」、「公益を図る目的」のなかで生かすほうが解釈論としては望ましいのではないか、③公権力側の広報活動（情報提供）全般を表現の自由として構成してよいか（いわゆるGovernment Speechの問題⁽²⁵⁾）といつた疑問が残る。

東京地裁は、Yの「行政広報活動は日本国憲法第二一条の保障を受けるものと解すべきである」としながらも、同活動が「住民の知る権利（地方公共団体の知らせる義務）に奉仕する」という役割を担っているところではない」と判断した。この判決に対しても、「住民の『知る権利』」に有意の法的価値を与えたかった。この判決に対しても、「地方公共団体の広報活動が住民の自由を認められるならば、地方公共団体の広報活動により企業の権利が侵害されたとしても、原則として違法性はない」と解すべきではないか⁽²⁴⁾との批判がみられる。しかし、(1)いかなる広報活動であれば「住民の知る権利に対応したものとみるか、(2)「住民の『知る権利』」の意義は、より細かく、「公共の利益」、「公益を図る目的」のなかで生かすほうが解釈論としては望ましいのではないか、(3)公権力側の広報活動（情報提供）全般を表現の自由として構成してよいか（いわゆるGovernment Speechの問題⁽²⁵⁾）といつた疑問が残る。

4 小括 以上は、限られた「知る権利」関係の判例を紹介してきたことにとどまる。したがって、これらだけから確固とした結論を導き出すことは危険である。しかし、それでも、これから、一定の教示は得られよう。つまり、判例中に言及された「国民の『知る権利』」は、独立の権利としてではなく、構成要素や違法性の判断にあたって、一種の法的に保護されるべき利益としてきた。「国民の『知る権利』」は、独立の権利としてではなく、構成要素や違法性の判断にあたって、一種の法的に保護されるべき利益として、衡量の要素または背景として存在している、ということである。

もつとも、憲法学者が構想してきた「国民の『知る権利』」は、これとは全く異質のものであろう。もともと同権利は「抽象的」または「原理的」であるために、現行法上裁判の組上にのぼるはずもなかったのだ、ともいえよう。そしてまた、同被告人の人格権等の保護の必要性から、様々な規制に服しており、その限界につき見解は対立している。

裁判長の法廷警察権につき定める裁判所傍聴規則（最高裁判所規則二号）の問題点を考察してみる。まず、空間的または、設備的制約を理由に、「傍聴券を発行し、その所持者に限り傍聴を許すこと」（一号）は特に問題はない。しかし、「傍聴人はすべて腰をかけさせること」（昭和二七・一・二五最高裁判務総長通達）に合理的な理由があると思われない。傍聴規則三条にいう「国民の『知る権利』」の遵守事項による規制で十分である。

法廷警察権と傍聴の自由との対立のうち、最も問題視されるべきは、傍聴人のメモ、速記を規制する点である。民訴規則一一条は、速記を裁判長の許可にからしめているが、刑訴規則も、裁判所傍聴規則も、メモについて規定していない。この点、「何ら規定していないのは、メモについて制限する余地がないことの表われ⁽³⁴⁾」と解すべきか、そ

問題ではある。しかし、それらの権利の内包と外延、主体、これと対立する権利利益との衡量の道筋等（理念論としては、十二分に理解できるのであるが）、どうも不明瞭のよう思われてならない。

全体としての「国民」に着目するよりも、そのサブカテゴリーに注目したことにとどまる。したがって、これらだけから確固とした結論を導き出すことは危険である。しかし、それでも、これから、一定の教示は得られよう。つまり、判例中に言及された「国民の『知る権利』」は、独立の権利としてではなく、構成要素や違法性の判断にあたって、一種の法的に保護されるべき利益として、衡量の要素または背景として存在している、ということである。

もつとも、憲法学者が構想してきた「国民の『知る権利』」は、これとは全く異質のものであろう。もともと同権利は「抽象的」または「原理的」であるために、現行法上裁判の組上にのぼるはずもなかったのだ、ともいえよう。そしてまた、同被告人の人格権等の保護の必要性から、様々な規制に服しており、その限界につき見解は対立している。

裁判の公開は、近・現代の裁判の基本原則の一つである。憲法は、三七一条の対象となり、その裁量によって規制されることになる⁽³⁵⁾。後者の解釈の前提には、(1)傍聴を「国民全体に与えられた権利の効果」と捉えるため、「メモ、速記を公開すること」は困難であろう⁽³⁶⁾とする理解、(2)「法廷は裁判の場であつて公開討論の場ではないとする理解」、および(3)裁判の秩序維持権の必要性に由来する⁽³⁷⁾「占有権であるとする理解」があるようみうけられる。最近の東京地判（昭和六二・二・一二朝日新聞）二月一三日付記事（参照）は、こうした理解にたち、傍聴人のメモ制限を違憲ではないとした。

たしかに、裁判の公開とは、傍聴人のメモ、速記を規制する点で、その不特定性を前提としたものであり、個々の傍聴希望者の裁判所立入請求権を認める趣旨をもつものではない。しかしながら、傍聴人の地位は、直接公開をうたうことによつて、国民のうちの傍聴人というサブカテゴリーを想定し、傍聴人の自由を主観的権利と考え、その限界として「裁判所の職務を、物理的に、または物理的関係で妨害し、不当な影響を及ぼす」か否かに

為にして、大手メーカーXの名譽を毀損するとして訴えが提起された。東京地裁は、Yの「行政広報活動は日本国憲法第二一条の保障を受けるものと解すべきである」としながらも、同活動が「住民の知る権利（地方公共団体の知らせる義務）に奉仕する」という役割を担っているところではない」と判断した。

このように本件判決は、「住民の『知る権利』」に有意の法的価値を与えたかった。この判決に対しても、「地方公共団体の広報活動が住民の自由を認められるならば、地方公共団体の広報活動により企業の権利が侵害されたとしても、原則として違法性はない」と解すべきではないか⁽²⁴⁾との批判がみられる。しかし、(1)いかなる広報活動であれば「住民の知る権利に対応したものとみるか、(2)「住民の『知る権利』」の意義は、より細かく、「公共の利益」、「公益を図る目的」のなかで生かすほうが解釈論としては望ましいのではないか、(3)公権力側の広報活動（情報提供）全般を表現の自由として構成してよいか（いわゆるGovernment Speechの問題⁽²⁵⁾）といつた疑問が残る。

動（情報提供）全般を表現の自由として構成してよいか（いわゆるGovernment Speechの問題⁽²⁵⁾）といつた疑問が残る。

4 小括 以上は、限られた「知る権利」関係の判例を紹介してきたことにとどまる。したがって、これらだけから確固とした結論を導き出すことは危険である。しかし、それでも、これから、一定の教示は得られよう。つまり、判例中に言及された「国民の『知る権利』」は、独立の権利としてではなく、構成要素や違法性の判断にあたって、一種の法的に保護されるべき利益として、衡量の要素または背景として存在している、ということである。

もつとも、憲法学者が構想してきた「国民の『知る権利』」は、これとは全く異質のものであろう。もともと同権利は「抽象的」または「原理的」であるために、現行法上裁判の組上にのぼるはずもなかったのだ、ともいえよう。そしてまた、同被告人の人格権等の保護の必要性から、様々な規制に服しており、その限界につき見解は対立している。

裁判長の法廷警察権につき定める裁判所傍聴規則（最高裁判所規則二号）の問題点を考察してみる。まず、空間的または、設備的制約を理由に、「傍聬券を発行し、その所持者に限り傍聬を許すこと」（一号）は特に問題はない。しかし、「傍聬人はすべて腰をかけさせること」（昭和二七・一・二五最高裁判務総長通達）に合理的な理由があると思われない。傍聴規則三条にいう「国民の『知る権利』」の遵守事項による規制で十分である。

法廷警察権と傍聴の自由との対立のうち、最も問題視されるべきは、傍聴人のメモ、速記を規制する点である。民訴規則一一条は、速記を裁判長の許可にからしめているが、刑訴規則も、裁判所傍聴規則も、メモについて規定していない。この点、「何ら規定していないのは、メモについて制限する余地がないことの表われ⁽³⁴⁾」と解すべきか、そ

は訴訟当事者にとつての権利保障の側面をもち、後者は、一見すれば、裁判所に対する義務づけと思われる（26）。しかし、それが「国民にとつての権利」といふべき具体的危険性との関係で検討するといふ方法をとったものと解いている。

（21）田高裕「そそのかし罪と取材の自由」判評二三六号一四〔一五〕頁。

（22）同右一七頁。

（23）宮坂富之助「消費者の知る権利」三二頁（四七号三一〔三四〕頁〔一九七九〕）。

（24）五十嵐清、本件判例批評、判評二（九八〇）。

（25）Government Speechについて（清水英夫編『情報公開と知る権利』三二頁〔四一三八頁参照〕）。

1 裁判の公開 裁判の公開は、近・現代の裁判の基本原則の一つである。憲法は、三七一条の対象となり、その裁量によって規制されることになる⁽³⁵⁾。後者の解釈の前提には、(1)傍聴を「国民全体に与えられた権利の効果」と捉えるため、「メモ、速記を公開すること」は困難であろう⁽³⁶⁾とする理解、(2)「法廷は裁判の場であつて公開討論の場ではないとする理解」、および(3)裁判の秩序維持権の必要性に由来する⁽³⁷⁾「占有権であるとする理解」があるようみうけられる。最近の東京地判（昭和六二・二・一二朝日新聞）二月一三日付記事（参照）は、こうした理解にたち、傍聴人のメモ制限を違憲ではないとした。

三つの理由が説得力があるものとは思われない(4)。速記・メモの禁止の根拠は、裁判所傍聴規則三条一号にいう「けん騒にわたる行為」に求めらるべきであり、裁判所法七一条の一般的な法廷警察権上の裁量に求められるべきではない。

3 訴訟記録の公開 刑訴法五
三条一項は、「何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができる。但し、訴訟記録の保存又は裁判所若しくは検察庁の事務に支障のあるときは、この限りでない」と定めている。

3 訴訟記録の公開 刑訴法五
三条一項は、「何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができる。但し、訴訟記録の保存又は裁判所若しくは検察庁の事務に支障のあるときは、この限りでない」と定めている。

責任者、保管期間、手数料等について、特別の法律は制定されていない。したがって、保管室さえ明示されていない現時点でも、二項にいう「その閲覧が禁止された訴訟記録」の見解は、八二条の「補完」(43)、「補充」(44)、または「拡張」(45)と解している。そこには、「補完」等の意味するところは、必ずしも明確ではない。たとえば、「補完」論につき庭山論文は、裁判の傍聴と記録の閲覧請求とを、ともに公開原則の一

(30) 香城・前掲論文(注27)三三七、三四五頁。
(31) 宮沢俊義著・芦部信喜補訂『全日本憲法』六九七頁(一九七八)。もつとも、その理由は明示的に述べられておらず、「明治憲法時代には、傍聴の自由は、かような意味の報道の自由を含むものではないとする判例であったが、本条についても、おそらく、ここに述べられたように解すべきものとおわれる」と指摘されていることとなる。

(32) 庭山・前掲論文(注29)、小田中・前掲論文(注26)。

(33) 富澤著・芦部信喜補訂・前掲書(注31)六九六頁、香城・前掲論文(注27)三三六頁。

(34) 小田中・前掲論文(注26)三四六頁。

(35) 香城・前掲論文(注27)三四六頁。

(36) 同右。

(37) 同右、三四一頁。

(38) 最大決昭和三三・一〇・一五刑集一一巻一四号三三九一頁。また、最(三)決昭和六〇・一一・一一判時一二〇二号一四二頁。

(39) 湯美東洋「法廷の秩序維持」熊谷ほか編・前掲書(注27)三〇八(三)三四一頁。

(40) 香城・前掲論文(注27)三四七頁。

(41) 小田中・前掲論文(注26)一二一頁、庭山・前掲論文(注29)一一一頁。

(42) 高田草爾『刑事訴訟法(改訂版)』三七三頁(一九七八)。

(43) 庭山・前掲論文(注29)一一一頁。

(44) 藤永幸治「訴訟に関する書類の公開」平野・松尾編『実例法学全集・続刑事訴訟法』八(一三)頁(一九八〇)。

(45) 青柳文雄ほか編『註釈刑事訴訟法第一巻(増補版)』(香城敏麿著)二二六七九頁(一九七八)。

(26) 小田中聰樹「裁判と国民」—裁判の公開を中心とした法時五二巻一〇号八九頁(一九八〇)。

(27) 香城敏麿「傍聴人の地位」熊谷弘ほか編『公判法体系II・公判・裁判(1)』三三四(三三五)頁(一九七五)。

(28) 同右三三五一三六頁。

(29) 庭山英雄「情報公開と刑事訴訟法」刑法雑誌二五卷二号一〇七(一〇九)頁(一九八三)、同『裁判の公開』ジョリ増刊『刑事訴訟法の争点』一六八頁(一九七九)。

環と捉え、「条文の文言に忠実にし

たがって、制約は『保存』もしくは『事務』に支障あるときには、それるべきである(46)とする。この見解は、刑訴法五三条が閲覧希望者に対しても「閲覧請求権」を承認している、とみているもののように思われる。これに対して、記録の公開を、同じく裁判公開の原則の「拡充」とみる藤永論文は、記録公開原則を「裁判の公正を担保するとともに裁判に対する国民の理解を深めるためのもの」(47)にとどまり、裁判公開の原則と同一視しない点を強調する。そのうえで同論文は、「閲覧の拒否は、その訴訟記録の保管責任者が、閲覧の目的、必要性、弊害の有無などを考慮し、合理的裁量によって決すべきである」と結論する。この見解によれば、刑訴法五三条は、刑事確定記録の保管者に対し、記録の公開義務を課したものにすぎず、私人がこれを閲覧できるのは、右義務の単なる反射的利益にすぎない、とおそらく帰結されよう。

確定記録閲覧請求拒否処分取消請求事件における東京地判(昭和六一・二・二六判時一一九〇号四六六号四七頁)、右判決のように、刑訴法五三条が閲覧請求権を請求人に付与していると解する以上、請求拒否行為は处分性を有し、行訴法三条二項所定の処分取消しの訴えの射程に立って、右利益を保護するため、国民に対して個別的、具体的の権利として刑事確定記録の閲覧を請求する権利を付与しているものと解するほかはないものというべきである。

不起訴記録の閲覧請求拒否のようない、事実上の申請に対する拒否は、抗告訴訟の対象とはなりえないが、抗告訴訟の対象とはなりえないが、(東京地判昭和四六・三・一五判時六二六号四七頁)、右判決のように、刑訴法五三条が閲覧請求権を請求人に付与していると解する以上、請求拒否行為は処分性を有し、行訴法三条二項所定の処分取消しの訴えの射程が明らかである。

右判示部分は、確定記録公開の例外規定(刑訴法五三条二項)、「一般の閲覧に適しないものとしてその閲覧が禁止された訴訟記録」(傍点は筆者)の範囲・事由の不明確さを浮かびあがらせる。特に、五三条四項が「訴訟記録の保管及びその閲覧の手数料については、別に法律でこれを定める」としておきながら、保管

に入ることになる。

もとも、右判決は、本件拒否処分に何ら違法なし、と結論したが、その理由は以下のとおりである。

「本件記録は、被告によりその閲覧が禁止された訴訟記録(右記録中には事柄の性質上被告人に対し離婚手方等第三者の個人の秘密やプライバシーに関する内容が不可分割に含まれていること)が明らかであるから、右禁止の措置に何らの違法もないものというべきである。」に係るものであるうえ、原告は右事件の訴訟関係人ではなく、かつ、社会勉強のためとする申請理由は右閲覧につき正当な理由があるとはいえないものとのうべきであるから、本件申請は、刑事訴法五三条二項により閲覧請求できない場合に該当すること

には事柄の性質上被告人に対し離婚手方等第三者の個人の秘密やプライバシーに関する内容が不可分割に含まれていること)が明らかであるから、右禁止の措置に何らの違法もないものというべきである。」に係るものであるうえ、原告は右事件の訴訟関係人ではなく、かつ、社会勉強のためとする申請理由は右閲覧につき正当な理由があるとはいえないものとのうべきであるから、本件申請は、刑事訴法五三条二項により閲覧請求できない場合に該当すること

には事柄の性質上被告人に対し離婚手方等第三者の個人の秘密やプライバシーに関する内容が不可分割に含まれていること)が明らかであるから、右禁止の措置に何らの違法もないものというべきである。」に係るものであるうえ、原告は右事件の訴訟関係人ではなく、かつ、社会勉強のためとする申請理由は右閲覧につき正当な理由

(No. 884) 1987. 5. 3

放送法はその一条二号で「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」と定め、放送の自律性（特に放送事業者の編集の自由）を保障している。しかし他方で同法三条は、「放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され又は規律されることがない」とうたい、番組編集の自由の規制を予定している。そこには、「法律に定める権限」の典型が、右に述べた四四条三項である（同条一、二項の準則はNHKに特有のものであるから、ここでは特に論及しない）。

放送法四四条三項およびこれを準用する五一条によつて、NHKおよび一般放送事業者（民放）は、国内放送の放送番組の編集にあたつて次の定めるところによらなければならぬ、とされている。

一 公安及び善良な風俗を害しないこと。

二 政治的に公平であること。

三 報道は事実をまげないですること。

四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

放送法四四条三項およびこれを準用する五一条によつて、NHKおよび一般放送事業者（民放）は、国内放送の放送番組の編集にあたつて次

の定めるところによらなければならぬ、とされている。

一 公安及び善良な風俗を害しないこと。

二 政治的に公平であること。

三 報道は事実をまげないですること。

四 意見が対立している問題につい

ては、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

1987. 5. 3 (No. 884)

「知る権利」の意味とその実現

放送法はその一条二号で「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」と定め、放送の自律性（特に放送事業者の編集の自由）を保障している。しかし他方で同法三条は、「放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され又は規律されることがない」とうたい、番組編集の自由の規制を予定している。そこには、「法律に定める権限」の典型が、右に述べた四四条三項である（同条一、二項の準則はNHKに特有のものであるから、ここでは特に論及しない）。

放送法四四条三項およびこれを準用する五一条によつて、NHKおよび一般放送事業者（民放）は、国内放送の放送番組の編集にあたつて次

の定めるところによらなければならぬ、とされている。

一 公安及び善良な風俗を害しないこと。

二 政治的に公平であること。

三 報道は事実をまげないですること。

四 意見が対立している問題につい

ては、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

両院協議会は、自由な討論を確保するために傍聴を許していない（同法九七条）。

3 閣議の非公開 憲法典は、閣議のあり方について規定するところがない。内閣法も「内閣がその職權を行なうのは、閣議によるものとする」（四条一項）、「閣議は、内閣総理大臣がこれを主宰する」（同条二項）と、組織原理上、当然のことと規定するにとどまる。これは、閣議の他律的規制は、その組織原理にない」と考えられたためである。

「合議性行政部は、独裁を排し、衆を結集することに制度理由をもつが、他面、その構成員の意見の多様性こそ制度の前提となつてある。それらは、自由に述べられて統一意見の形成に関与すべきものであるが、行政組織がもつ一体性観の要請と、自由な関与の確保とともに実現するには、その意思形成の過程は、秘密とせられなければならない。閣議が秘密とされるのは、このような事情にもとづく（52）。

4 各省庁の情報公開 情報公開制度の確立を求める運動の高まるなかにあって、政府は「情報提供に

問題について幅広く検討を進める」方針を明らかにした。また、いわゆる第二次臨調の「行政改革に関する第五次答申——最終答申——」（昭和五八・三・一四）は、行政手続制度の整備の一環として、情報公開制度を位置づけながら、「積極的かつ前向きに検討すべき課題」であり「専門的調査研究を行う組織を設けるべきである」と指摘した。しかしながら、現在のところ、国レヴェルでの情報公開制度の実現には、まだかなりの時間を要しそうである。

（49）『註解日本憲法下巻』八七三頁（一九五四）。

（50）佐藤前掲書（注11）一二一頁は、「会議の公開は、具体的には、傍聴の自由、報道の自由および会議録の公表、の三要素の充足によって成立する」と述べている。これに対して前掲『註解』八七五頁によれば、「公開」というのは、その文字からすれば傍聴の自由であるが、それは当然に報道の自由を含んでおり、実質上は後者の方がはるかに重要な内容をなしている」とされる。裁判の公開が、直接公開と間接公開に分類されるように、国会の本会議の公開も二分されるべきであり、右の『註解』のように、傍聴の自由が「当然に報道の由

するためには正確でない」（昭和五五・五・二閣議了解）を公表し、「各省庁に共通する公開基準の策定について検討する」とともに「我が国

の「知る権利」の意味とその実現

するためには、閣議によるものとする」（四条一項）、「閣議は、内閣総理大臣がこれを主宰する」（同条二項）と、組織原理上、当然のことと規定するにとどまる。これは、閣議の他律的規制は、その組織原理になじまないと考えられたためである。

「合議性行政部は、独裁を排し、衆を結集することに制度理由をもつが、他面、その構成員の意見の多様性こそ制度の前提となつてある。それらは、自由に述べられて統一意見の形成に関与すべきものであるが、行政組織がもつ一体性観の要請と、自由な関与の確保とともに実現するには、その意思形成の過程は、秘密とせられなければならない。閣議が秘密とされるのは、このような事情にもとづく（52）。

4 各省庁の情報公開 情報公

開制度の確立を求める運動の高まるなかにあって、政府は「情報提供に

問題について幅広く検討を進める」方針を明らかにした。また、いわゆる第二次臨調の「行政改革に関する第五次答申——最終答申——」（昭和五八・三・一四）は、行政手続制度の整備の一環として、情報公開制度を位置づけながら、「積極的かつ前向きに検討すべき課題」であり「専門的調査研究を行う組織を設けるべきである」と指摘した。しかしながら、現在のところ、国レヴェルでの情報公開制度の実現には、まだかなりの時間を要しそうである。

（49）『註解日本憲法下巻』八七三頁（一九五四）。

（50）佐藤前掲書（注11）一二一頁は、「会議の公開は、具体的には、傍聴の自由、報道の自由および会議録の公表、の三要素の充足によって成立する」と述べている。これに対して前掲『註解』八七五頁によれば、「公開」というのは、その文字からすれば傍聴の自由であるが、それは当然に報道の自由を含んでおり、実質上は後者の方がはるかに重要な内容をなしている」とされる。裁判の公開が、直接公開と間接公開に分類されるように、国会の本会議の公開も二分されるべきであり、右の『註解』のように、傍聴の自由が「当然に報道の由

由」を含むと解するのは正確でない。（51）『註解』前掲（注49）八七五頁。（52）小鶴和司『憲法学講話』八九頁（一九八二）。

五 プレスに対するアクセス権

「国民の『知る権利』」のもう一つの名宛人は、プレスである。これは、通常、「マス・メディアに対するアクセス権」と称せられるが、正確には、プレスを対象としたものと解すべきである。

プレスとは、かつては印刷物の出版を意味していたが、その後は、新聞を代表とする定期刊行物の出版から、さらには電波メディアを含めるところにまで拡張されている。つまり、今日いうプレスとは、印刷、電波その他の方法により、公衆の関心事に関する情報を、一般公衆に、規則的に、タイムリィに、大量に伝達することを業務とする組織をい

う（53）。

アクセス権論とは、プレスにみられる大量性、定期性、規則性、時宜性という特質を、国民が活用せんとする主張である（54）。

アカセス権論とは、プレスにみられる大量性、定期性、規則性、時宜性といいう特質を、国民が活用せんとする主張である（54）。

アカセス権論とは、アカセス権に付随する反論権は、成立する余地はない。また、番組全体についてのアカセス権についても「一定型的なサービスに対する受信者の要望について、個別の受信者の代表性を認めることができず、したがって、個別の受信者に、サービスの実体的内容について、一般的な形で請求権を法的に構成することには、なじまないものがある（61）といわざるえない。放送法は、受信者の利益について、一般的なアカセス権を想定しておらず、四四条三項によってこれを保護する、というスタンスにでたものであろう（利害関係者による反論や候補者放送等は別であり、本稿はこれらを射程外においている（52）。また、それが、憲法二二条の許容範囲でもあろう。

1 放送法における受信者の地位

放送法二一条は、「『放送』とは、公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信の送信をいう」と定め、受信者を放送における基本的要素として、送信者と免許権者の法律関係を組み立てている。このことこそ、新聞出版事業のサービス提供のよう、私人相互間の自由意思に委ねられている法律関係の場合は、異なる点である（55）。

放送にあっては、単に電波を送ることによってサービス提供が完了した信号を継続的に提供することこそ主要な役割である。電波の発射という技術的側面については、放送事業者は、免許権者による様々な規制をうける。これに対して、信号の提供については、放送事業者は、放送区域内の受信者団に対して、一方的な定型的サービスを提供せざるをえまい（個々の受信者ごとに、信号内容を変えることは技術上困難である）。

そこで、放送法は、放送区域内にいる受信者団への公正な定型的サービスを提供するよう放送事業者に義務づけるのである。これが、放送法四三条三項にいう番組編集基準である（56）。

信者の利益を保護したのではない。その利益保護の法的手段としては、免許権者が放送事業者の技術的側面を行政的に監督することのみならず、放送法四四条三項によつて放送内容に対して監督することをも法認されたものではないか。

こう解すれば、四四条三項は、通説的理解するような訓辞的・倫理的規範（55）ではないことになる。法的規範（56）が正当であろう。有線テレビジョン放送法が、番組進則違反をもつて業務停止命令の一原因と明定していること（有テ二五条二項）、電波法七六条一項が「免許人がこの法律、放送法」（傍点は筆者）に違反したときの制裁規定を用意していること、を考慮した場合、法的規範説の論拠はさらにつらさよう。

このように、放送法四四条三項が、受信者の利益を保護するための法的規範であるとしても、それを根拠として、受信者が放送局に対して何らかの実体的請求権（アクセス権）を有すると解し得るか否かの問題はある。

放送法四四条三項が法的規範であるとしても、その趣旨は、同法二条二項および三条にいう放送の自由・自律性の保障との調和のなかで、理

由を含むと解するのは正確でない。（51）『註解』前掲（注49）八七五頁。（52）小鶴和司『憲法学講話』八九頁（一九八二）。

1 放送法における受信者の地位

放送法二一条は、「『放送』とは、公衆によって直接受信されるこ

とを目的とする無線通信の送信をい

う」と定め、受信者を放送における基本的要素として、送信者と免許権者の法律関係を組み立てている。このことこそ、新聞出版事業のサービス提供のよう、私人相互間の自由意思に委ねられている法律関係の場合は、異なる点である（55）。

放送にあっては、単に電波を送ることによってサービス提供が完了した信号を継続的に提供することこそ主要な役割である。電波の発射とい

う技術的側面については、放送事業者は、免許権者による様々な規制をうける。これに対して、信号の提供については、放送事業者は、放送区域内の受信者団に対して、一方的な定型的サービスを提供せざるをえまい（個々の受信者ごとに、信号内容を変えることは技術上困難である）。

そこで、放送法は、放送区域内にいる受信者団への公正な定型的サービスを提供するよう放送事業者に義務づけるのである。これが、放送法四三条三項にいう番組編集基準である（56）。

信者の利益を保護したのではない。その利益保護の法的手段としては、免許権者が放送事業者の技術的側面を行政的に監督することのみならず、放送法四四条三項によつて放送内容に対して監督することをも法認されたものではないか。

こう解すれば、四四条三項は、通説的理解するような訓辞的・倫理的規範（55）ではないことになる。法的規範（56）が正当であろう。有線テレビジョン放送法が、番組進則違反をもつて業務停止命令の一原因と明定していること（有テ二五条二項）、電波法七六条一項が「免許人がこの法律、放送法」（傍点は筆者）に違反したときの制裁規定を用意していること、を考慮した場合、法的規範説の論拠はさらにつらさよう。

このように、放送法四四条三項が、受信者の利益を保護するための法的規範であるとしても、それを根拠として、受信者が放送局に対して何らかの実体的請求権（アクセス権）を有すると解し得るか否かの問題はある。

放送法四四条三項が法的規範であるとしても、その趣旨は、同法二

条二項および三条にいう放送の自由・自律性の保障との調和のなかで、理

由を含むと解るのは正確でない。（51）『註解』前掲（注49）八七五頁。（52）小鶴和司『憲法学講話』八九頁（一九八二）。

1 放送法における受信者の地位

放送法二一条は、「『放送』とは、公衆によって直接受信されるこ

とを目的とする無線通信の送信をい

う」と定め、受信者を放送における基本的要素として、送信者と免許権者の法律関係を組み立てている。このことこそ、新聞出版事業のサービス提供のよう、私人相互間の自由意思に委ねられている法律関係の場合は、異なる点である（55）。

放送にあっては、単に電波を送ることによってサービス提供が完了した信号を継続的に提供することこそ主要な役割である。電波の発射とい

う技術的側面については、放送事業者は、免許権者による様々な規制をうける。これに対して、信号の提供については、放送事業者は、放送区域内の受信者団に対して、一方的な定型的サービスを提供せざるをえまい（個々の受信者ごとに、信号内容を変えることは技術上困難である）。

そこで、放送法は、放送区域内にいる受信者団への公正な定型的サービスを提供するよう放送事業者に義務づけるのである。これが、放送法四三条三項にいう番組編集基準である（56）。

信者の利益を保護したのではない。その利益保護の法的手段としては、免許権者が放送事業者の技術的側面を行政的に監督することのみならず、放送法四四条三項によつて放送内容に対して監督することをも法認されたものではないか。

こう解すれば、四四条三項は、通説的理解するような訓辞的・倫理的規範（55）ではないことになる。法的規範（56）が正当であろう。有線テレビジョン放送法が、番組進則違反をもつて業務停止命令の一原因と明定していること（有テ二五条二項）、電波法七六条一項が「免許人がこの法律、放送法」（傍点は筆者）に違反したときの制裁規定を用意していること、を考慮した場合、法的規範説の論拠はさらにつらさよう。

このように、放送法四四条三項が、受信者の利益を保護するための法的規範であるとしても、それを根拠として、受信者が放送局に対して何らかの実体的請求権（アクセス権）を有すると解し得るか否かの問題はある。

放送法四四条三項が法的規範であるとしても、その趣旨は、同法二

条二項および三条にいう放送の自由・自律性の保障との調和のなかで、理

リスト

「知る権利」の意味とその実現

放送の場合とは違つて、私人相互間の自由に委ねられている。つまり、出版事業の設立から出版にいたるまで自由であり、購読者との関係は、民法上の契約の規律するところである。したがつて、そこには、被免許者、免許権者および（視聴者団に該当するような）購読者団という三角関係は存在しない。それゆえ、（名誉毀損に対する反論権といった利害関係人としての地位に基づく場合は別として）読者からの一般的なアクセス権、つまり、事業者に対する公法（憲法二二条）上の作為義務請求権が、成立する余地はない。⁽⁶³⁾ 事業の独占状態や「公器」機能を、どんなに強調しても、作為義務まで説くことはできない。いわゆるサンケイ新聞意見広告事件における一つの争点は、名誉毀損の成立を要件とせず、単に新聞にあらわれた表現により攻撃をうけたものが反論文掲載を請求できるか否か、であった。この争点につき東京地判（昭和五二・七・一三判時八五七号三〇頁）は、消極に解したもの、「反論権を厳格な要件の下に制度化してもこれを憲法違反とまで言ふ必要はない」と述べた。これに対し第一審判決（東京高判昭和五五・九・三〇判時九八一號四三

頁）は、この第一審判示部分を削除し、より一層消極的な姿勢をみせた。このような判例の態度からみて、一般的なアクセス権が裁判所によって承認される見込みはまずないと断言してよからう。学説の多くも⁽⁶⁴⁾ 同じ見解にたつていてるものと解される。

(53) 近刊の佐藤幸治著「憲法II」第一章第五項「報道機関の自由」〔阪本昌成執筆〕参照。

(54) 阪本「サンケイ新聞意見広告と反論文の掲載」シヨリ別冊『マスト』判例百選（第二版）一三七頁（一九八五）参照。

(55) 塩野・前掲論文（注18）三頁。

(56) 放送法四条の訂正取消放送、四五条および五二条の候補者放送等は、具体的放送内容との関係における利害関係人のアクセス権の問題であって、受信者たる地位のゆえに承認されるべきアクセス権か否かとは別問題である。また、受信者としての地位とは、一定放送区域内における受信者団のそれまでの「国民一般」を指すものではなく、「国民の『知る権利』」に解消されるべき問題でもない。

(57) 詳しくは、芦部信喜「放送番組の編集基準と言論表現の自由」伊藤編・前掲書（注3）四七〔五九一六七〕頁、池端忠司「アクセス権に関する一考察（中）」六甲台論集三三卷三号一三九一—四九頁（一九八六）参照。

(58) 塩野・前掲論文（注18）一四頁。

(59) 伊藤正己「現代社会と言論の自由」〔一六頁（一九七四）掲出ほか編・前掲書（注11）五〇〇頁〔浦部執筆〕、内川芳

美「放送における言論の自由」内川ほか編・前掲書（注1）九九頁等。

(60) 國部敏・植村栄治「交通法・通信法〔新版〕」三六八頁（一九八四）、芦部・前掲論文（注57）五四頁は、法的規範説に

てある。ただし、後者は、「何らかの法的制裁を伴う規範性を認めるにしても、個々の番組内容に対する公権力の介入を排除するための限定的解釈および運用が行われなければならぬのである」点を、正當に指摘している（五五頁）。

(61) 塩野・前掲論文（注18）一〇頁。

(62) 前掲注56参照。訂正放送、名誉毀損への反論権等については、伊藤正己・前掲論文（注3）八四頁以下参照。

(63) 横口陽一「言論の自由と反論掲載請求権の関係」判々三五三号四頁、阪本・前掲（注54）一三七頁。これと対立の立場にであるものに奥平康弘「表現の自由II」二〇三頁以下（一九八三）。

(64) 幾代通「新聞による名誉毀損と反論権」我妻栄先生追悼論文集『私法学の新たな展開』四四三〔四六七〕頁、浦部法穂『邊憲審査の基準』一三五〔一四九〕頁（一九八五）、佐藤・前掲書（注11）三六六頁、阪本『情報公開と表現の自由』一三一頁以下（一九八三）等。

本稿は、全体を通して、従来唱えられてきた「国民の『知る権利』」論に対して相当に懷疑的である。大上段にかまえた論議よりも、個別的事案での構成要件または違法性の判断レヴェルで、同「権利」の理念をどう生かすか、また、一方で国民一般を念頭におかず、他方で特定利害関係人をも捨象しつつ、「傍聴人」、「受信者」、「請求人」といった、国民のなかのサブカテゴリーの法的地位はどうあるか（あるべきか）を問うことのほうが、生産的と考えたためである。

おわりに

本稿は、自治体の情報公開制度、それに関する裁判例（神奈川県公文書公開請求事件における横浜地判昭和五九・七・二五判時一一三二号一一三頁、その控訴審判決たる東京高判昭和五九・一二・二〇判時一一三七号二六頁、そして埼玉県行政情報公開条例事